

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2499号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

病気は遺伝子のしわざですが、環境因子も関係してきますから、同じ遺伝子を持っていても発病しないこともありえます。それは、病気の遺伝子が眠っているからです。それが、ある時期、ある原因でオンになると病気になるります。

どういうときにオンになり、どうすればオフになるかは、遺伝子暗号の解読が進めば、かなりの確率で予測がつくようになるでしょう。そのとき必ず、精神作用の影響も出るに出てくるはずですよ。

ガンという病気が治療しにくいのは、発ガン因子が多様なためです。そこに精神作用を含めた環境因子が大きく関わっているからだと思います。ガンには、発ガン遺伝子



上野天神秋祭(三重県)

ガン細胞のようなエゴは 自分も滅びる

筑波大学名誉教授 村上 和雄

え方によっても違ってくるように思われます。

ガンになる遺伝子も、高血圧になる遺伝子も、人間は誰でも持っているのです。これらの遺伝子は、なにも病気を引き起こすことを目的としているわけではありません。身体に

とつて必要な遺伝子なのです。細胞の中でおとなしく調和していれば、何も問題は起こしません。それが、一定水準を超えて増殖してしまつと、病気として現れてくるのです。ガンはガンの遺伝子の役割が普通の状態と異なつたときに発病するものなのであつて、遺伝子があるからといって、必ずしも病気になるわけではないのです。

ガン細胞は、助け合いのルールを破り、自分だけドンドン増殖して、器官をおかします。さらに、人間の身体そのものを死に追いやります。その結果、ガン細胞自身も死ぬことになるのです。

自分さえよければよいと思うエゴは、下手をすると、ガン細胞のように自分自身を殺すことになりかねません。

活	動	台風による災害復旧・平成16年新潟県中越地震で緊急要望 = 全国町村会	(2)
政	策	脱温暖化、循環型社会が柱 = 平成17年度環境省予算概算要求重点施策【解説】	(3)
フォー		千年の学校と地域づくり = 静岡県本川根町	(6)
ラム		平成15年度町村有物件災害共済事業の概要報告 = 全国自治協会	(9)
活	動	カプセルNOW & NEW = 新しい施策への取り組み	(12)
情	報	知床世界自然遺産登録を目指して	(14)
随	想	政策レーダー	(15)
情	報		

もくじ

台風による災害復旧 平成16年新潟県中越地震 で緊急要望

全 国
町 村 会

全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）は、このたび「台風による災害復旧に関する緊急要望」及び「平成16年新潟県中越地震に関する緊急要望」を決定し、10月26日、北信越地区の魚津龍一監事（富山県朝日町長）が、内閣府、総務省の幹部と面談し、要望事項の早期実現方を要請した。

台風による災害復旧に関する緊急要望

8月末から10月にかけて日本列島各地を襲った度重なる台風は、各地で記録的な豪雨となり、河川の氾濫、土石流等により、多くの尊い人命が奪われるとともに、道路の損

壊、家屋の全半壊や床上・床下浸水、農林水産業等に大きな被害をもたらす、住民生活に重大な被害を及ぼしている。

被災町村においては、復旧作業に全力で取り組んでいるところであるが、復旧には多大の費用を要し、被災町村の財政を圧迫している。

よって、国におかれては、被災地域を激甚災害として早期に指定するとともに、災害復旧にかかる地方負担の増高に対して特別交付税などによる必要な財政措置を行う等万全の措置を講ずること。

また、住宅災害については、被災者生活再建支援法に係る居住安定支援制度を拡充し、被災者に対する1日も早い生活再建について支援すること。

平成16年新潟県中越地震に関する緊急要望

去る10月23日に新潟県中越を震源地として発生した平成16年新潟県中越地震は、家屋、道路、文教施設等に多大な被害を与え、地域住民の生活や経済活動等に大きな影響をもたらしている。

被災町村は、県等の支援を得ながら、なお断続的に余震が続く不安の中で懸命な救助、復興作業を続けているところである。

しかしながら、被災町村では、財政基盤が脆弱であり、高齢者も多く地域の存立基盤を確保するためにも一層の支援が必要となってきた。

ついては、国においても、下記事項の災害対策について、特段の措置を講じられたい。

記

1、激甚災害の早期指定について

今回の新潟県中越を震源地とする地震を災害対策基本法の指定する激甚災害に早期に指定するとともに、災害救助法及び激甚災害の適用とならない町村にも、実質的に同等の支援があるよう、現行制度の一層の拡

充を図ること。

2、地方交付税、地方債等による地方負担に対する財政措置について

災害復旧事業、災害救助活動等の実施には莫大な費用が見込まれ、被災町村の財政が著しく圧迫されるので、町村に対する財政支援として、次の事項について、その実現を図ること。

(1) 災害救援、災害復旧等の特別な財政需要に対し特別交付税の算定において、十分な措置を行うこと。

(2) 災害復旧事業の財源となる地方債の要望額を確保すること。また交付税措置の充実並びに早期許可を行うこと。

3、生活支援対策について

(1) 被災者が活力を失うことなく力強い復興をするため、被災者再建支援法及び天災融資金法の適用基準の緩和等必要な措置を講ずること。
(2) 住宅災害については、被災者再建支援法に係る居住安定支援制度を拡充し、被災者に対する1日も早い生活再建について支援すること。



総務省漁野自治財政局長(右)に要請する魚津監事(左)

政 策

解 説

平成17年度 環境省 予算概算要求重点施策

脱温暖化、循環型社会が柱

18.7%増の3368億円

環境省の平成17年度予算概算要求額は、前年度比18・7%増の3368億円となった。内訳は、一般政策経費が13・1%増の1062億円、その他施設費が10・7%増の32億円、石油特別会計は116・3%増の270億円と大幅に伸びた。17年度は地球温暖化対策推進大綱の第2ステップのスタート年にあたるため、二酸化炭素(CO₂)など温室効果ガスを1990年比6%削減するとした京都議定書の目標達成に向けた「脱温暖化社会の構築」と、ゴミゼロ社会を実現を目指した「循環型社会の構築」を柱に据えた。企業の自主的参加による排出量取引制度の創設や、廃棄物処理施設の整備充実などに取り組む。このほか、「環境と経済の統合を促進する基盤的取り組み」なども充実させる。

小中学校に燃料電池

脱温暖化社会の構築では、地球温暖化対策に有効な燃料電池を普及させるため、燃料電池コージェネレーションシステムを試験導入する小中学校に財政支援する事業(1億円)を実施。05年度は10校程度、06年度は40校程度で設置してもらい、各県1校は燃料電池を置けるようにする。

燃料電池は、水素と酸素の化学反応で得られる電気や熱を利用する装置。一般家庭用(1キロワット)は一般向けに販売される予定だが、中小業務用(10キロワット)は普及への取り組みが進んでいない。そこで学校に中小業務用の燃料電池を試験導入することで、普及の呼び水にする。

支援事業では学校への設置費用の半額を国が、残る半額を市町村がそれぞれ負担。補助対象は、給食を自校方式で作っている公立小中学校を想定。燃料電池は調理などに必要な熱と電力を供給する。

また、CO₂排出量が少ない再生可能エネルギーの導入を加速させるため、集中的に導入する地域を支援するモデル事業(10億円)を実施する。風力やバイオマスなどで発電した電気を供給するといった再生可能エネルギー導入事業を、計画エリア内の全世帯の消費エネルギーの一定割合を賄えることが条件。計画エリア内で消費されるガソリン、軽油に相当するバイオ燃料(バイオエタノールなど)を製造、供給するといった条件も選べる。計画は市町村が策

定し、計画に基づく導入事業は民間事業者が実施。同省は民間事業者に補助を行う。05年度は数カ所程度で行い、今後5年間で各県に1カ所指定できるようにする。

国内排出量取引制度を創設

温室効果ガスの削減目標を企業が自主的に設定し、余った排出枠を売買する国内排出量取引制度(33億円)を導入する。環境省は参加企業に省工設備の設置費用の3分の1を補助するとともに、一定量の排出削減を約束させる。企業は目標を達成するため省工努力を推進。達成できない分は他の参加企業から余った排出枠を購入する。同省は来年4月に参加企業を公募。05年度中は各企業が第三者機関の検証を受けながら06年度の排出削減目標を設定、06年度から実際に削減に努めてもらう。07年時に検証を行い、最終的に目標を超過した企業は補助金を返還してもらう。

このほかの温暖化対策では、CO₂排出量の少ない住宅の導入促進を図るため、太陽光発電システムや複層ガラスなどの技術を導入する家庭に費用の一部を補助する「環(わ)の匠住宅整備事業」(5億円)を実施。1000世帯を支援する。

一方、運輸部門の対策では、環境に配慮した運転(エコドライブ)を推進するため、燃料消費量などを表示する車載計測器に半額補助する制

度(1億円)を始める。

このほか、小中高生に地球温暖化問題の重要性を正しく認識・理解してもらうため、効果的な環境教育実施事業(3億円)を行う。教科書出版会社と連携し、教員の負担が少なく授業ができるような教員向けの副読本作りを考えている。また、地球温暖化防止活動推進員らによるモデル事業も行う。

廃棄物施設は補助率がきさ上げ

循環型社会の構築では、ごみ処理施設や浄化槽整備費などの廃棄物処理施設整備費補助金(市町村向け)を、16・4%増の1600億円要求した。同補助金は全国知事会など地方六団体の補助金削減に盛り込まれているが、同省は「循環型社会の形成に向け、市町村に財政的な援助を与えることは国の責務」と主張。ごみ処理施設整備費の補助率を4分の1から3分の1に引き上げるほか、廃棄物の発生抑制や再生利用など率先した取り組みを行う市町村には2分の1にかさ上げすることにした。これまで補助対象外だった建屋や管理棟、用地費などを新たに加えることにした。

一方、浄化槽整備事業についても補助率を3分の1から2分の1にアップ。同じ汚水処理事業でも、国土交通省所管の下水道や農林水産省所管の農業集落排水事業と比べ補助率が低いため、2事業並みに引き上

げることにした。

このほか国交、農水省と共同で汚水処理普及対策助成金制度を創設。市町村の裁量により3事業間で流用ができる交付金的な仕組みを目指しており、環境省は50億円(国交省200億円、農水省70億円)を拠出する。

産廃行政の充実では、都道府県や政令市の産廃新任担当者を対象に集中的な専門研修を行う「産廃アカデミー」(5000万円)を始める。自治体の産廃行政への対処能力を一定以上のレベルにするのが目的で、警察関係者や先進自治体の担当者らを招き、1週間ほどの研修を実施。不法投棄現場における証拠の集めかたや不法投棄した業者の嘘の見破り方など実地に即した研修内容にしたい方針だ。

「環境と経済」モデル事業を拡充

環境と経済の好循環を作る社会に向けた施策では、地球温暖化対策などの分野で、環境保全と地域経済の発展に役立つ事業について地域からアイデアを募って財政支援する「環境と経済の好循環のまちモデル事業」を拡充する。同事業は04年度から事業費13億100万円が始まったが、05年度は31億2100万円に増額する。

04年度は10カ所の事業を採択し、各地で風力発電設備や燃料電池の設置、消費者向けセミナーの実施など

を3年計画で進めているが、地方からの事業採択要望が多かったことを受け、05年度からは新たに14カ所での事業を始める。

このほか、同モデル事業の学校版ともいえる「学校等エコ改修・環境教育モデル事業」(11億100万円)を新規で実施する。同事業は小中学校区を1単位として想定。改修・改築期の校舎を対象に壁の断熱化や屋上緑化による環境改善などのエコ化を進めるほか、対象校区内の公共施設で太陽光発電など自然エネルギーを導入したり、通学路の街灯を省エネ化したりといった取り組みも支援する。それとともに、施設のエコ化を素材とした子ども向けの環境教育事業や地域の建築技術者らへの研修など、ソフト面の事業にも支援する。

同省は、地域住民が集まりやすい身近な単位として学校区に着目。05年度は10カ所の校区で事業を行う。

また、国民一人ひとりの自発的な環境保全活動を推進するため、「我が家の環境大臣事業」(2億円)を実施。家庭レベルで環境にやさしい活動を心掛けることを宣言する家庭(エコファミリー)を募り、その代表者を「我が家の環境大臣」として認定。ホームページ上の個人ページに各家庭が省エネの活動を記録し、CO2削減量がグラフなどで見られるようにする。活動レポートを提出した家庭の中で特に優れた活動には表

彰する。これと並行し、環境にやさしい活動を行うことを宣言するPTAや町内会、企業なども「エコファミリークラブ」として登録。同省は家族向けの環境教育教材などを作成してサポートし、これについても優れた活動のクラブを表彰する。

アクティブ・レンジャー創設

自然環境局関連では、国立公園での現地管理体制を強化するため、「アクティブ・レンジャー」制度を創設。国家公務員である自然保護官(レンジャー)は、許認可事務や公園管理、現地調査など業務内容が増えているため、非常勤職員のアクティブ・レンジャーを雇って負担軽減を図る。アクティブ・レンジャーは、自然保護地域内のパトロールや自然解説など外に出て行う現地業務を主に担当してもらう。3億5000万円を計上し、05年度は100人程度導入する。

また、美観が損なわれつつある国立公園の景観再生について、調査費を4800万円計上。老朽化した施設や廃屋になった旅館などによって美しい景観が損なわれていたり、展望のきかなくなつた展望地が発生したりしているとの指摘を受けたもので、国立公園からモデル地域を3カ所選定し、地元自治体や住民、民間非営利団体(NPO)による景観再生計画作りや再生事業などを3年計画で支援する。

政 策

一方、希少な動植物を守るため国立公園や国設鳥獣保護区内の民有地を直接買い上げる事業（7900万円）にも乗り出す。05年度は、希少猛禽類などが生息する名蔵アンパル鳥獣保護区（沖縄県石垣市）の93ヘクタールを買い上げる。これまでも都道府県が地方債を発行して買い上げ、同省が償還費を補助していたが、政府が進める補助金制度改革に伴い、同省が直接買い上げて国有化することにした。

温泉地対策では、温泉の適正利用の推進などに関する検討調査費を4000万円計上した。長野県白骨温泉における入浴剤添加問題などをきっかけに、温泉に関する国民の不信感が高まっていることを受け、適正な揭示の在り方や利用施設における温泉成分の分析手法などについて検討。同省は全温泉施設2万カ所を対象に入浴剤添加の有無など利用実態に関する調査を行っているが、その結果を見て、さらに詳細な情報が必要と判断すれば現地調査を行う。

このほか、良質な温泉源を持っていたり自然環境に恵まれていたりするにもかかわらずさびれている温泉地を対象に、活性化策をモデル事業として支援する。3年計画で6カ所程度を選ぶ。旅館業組合や住民らが考案した活性化事業を財政支援し、成功事例を他の温泉地にも行かしてもらう。

VOC対策 鉛弾調査を実施

大気、水質汚染対策などを進める環境管理局の関係では、改正大気汚染防止法に基づき、揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策（3億1000万円）を実施。大気中のVOC濃度に関するモニタリング調査や発生源からの排出量の把握、グリーン購入などを活用した低VOC製品の普及啓発などの事業を展開。2010年度までにVOC排出量を3割程度削減するとの目標達成を図る。

また、射撃場で使用される鉛弾が原因となった土壌、水質汚染について関係省庁と連携し、その実態や散乱状況の調査（2900万円）を実施。汚染を未然に防止する方法についてガイドラインも作成する。酸性雨対策では5000万円を計上し、伊自良湖（岐阜県）、俱多楽湖（北海道）など酸性雨への耐性が弱いと考えられる集水域を対象に、酸性化のメカニズムを解明する。

一方、住民と行政が一体となって湖沼の水質改善を目指す「いきづく湖沼ふれあいモデル事業」（9300万円）を五湖沼流域で実施。住民の活動を支援するウェブサイトを整備し、湖沼に流れ込む汚濁源などの情報を提供すると同時に、住民の活動状況や生き物、水質の状況などをインプットするなどして、双方向の情報交流システムを構築する。

（時事通信社 渡部裕子）

平成17年度 全国地域リーダー養成塾

塾生募集中

全国地域リーダー養成塾は、平成元年度の創設以来、すでに496名の感性豊かな実行力のある地域のリーダーを養成し、その成果は各界から高く評価されています。

平成17年度においても、熱意ある皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

【概要】

研修期間

平成17年5月から平成18年2月まで

研修内容

- ・一般研修（年間6回・各3日間）
- ・合宿研修（7月に4日間・首都圏）
- ・先進市町村現地調査2泊3日 全国各地の先進事例視察など）
- ・海外研修（希望者のみ 9月頃10日間を予定）

【塾長・主任講師】

塾長

大森 彌氏（千葉大学教授・東京大学名誉教授）

主任講師

宮口 伺迪氏（早稲田大学教授）

卯月 盛夫氏（早稲田大学教授）

北沢 猛氏（東京大学大学院助教）

小田切徳美氏（東京大学大学院助教）

辻 琢也氏（政策研究大学院大学教授）

【経費】

研修中の宿泊費（朝食含む）、教材費等については、地域活性化センターで負担します。

研修地までの往復の交通費、滞在中の昼食代・夕食代、海外研修に参加される場合の参加費用については、自己負担となります。

【募集人数】

40名程度

【応募資格】

地方公共団体等の職員

地域づくり団体のメンバーで市区町村長の推薦のある者

農協、商工会、第三セクター等の職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

職員で市区町村長の推薦のある者

【問合せ先】
 (財)地域活性化センター 研修交流課
 〒103 0027
 東京都中央区日本橋2 3 4
 日本橋ラザビル13階
 電話 03 5202 6134
 FAX 03 5202 0755

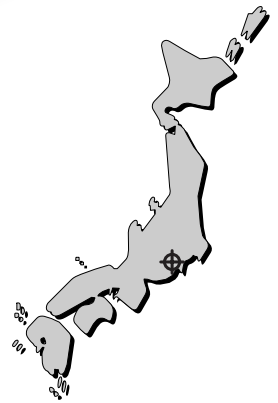
町村独自の地域振興事例紹介

現地レポート

千年の学校と地域づくり

～“仙人”の技を次世代に伝承～

千年の学校「水講座」

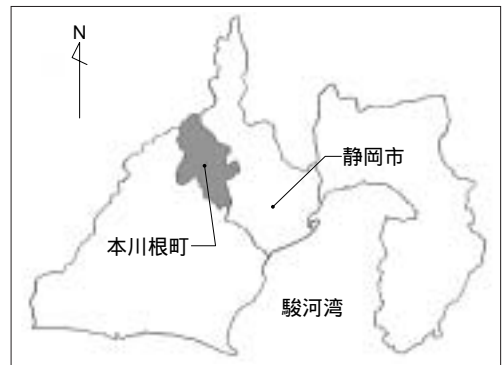


静岡県

ほん かわ ね ちょう
本川根町

南アルプスにS.Lの汽笛がこだまする音風景の町

JR東海の金谷駅で大井川鐵道に乗り換える。大井川鐵道は、金谷・千頭間39・5kmを毎日S.Lが運行されることで広く知られる。大井川鐵道は昭和6年の開業以来「大鐵」の名で親しまれ、沿線の期待を一身に受けながら、地域の発展に大きく貢献してきた。沿線住民の足として、物資の輸送機関として、地域とともに走り続けてきたと言っている。過疎化が進み、車社会が進展するに伴い、沿線住民の利用が減少する中で、昭和51年にはS.Lを導入、今では通常の日でも一往復、新緑や紅葉などいわゆる観光シーズンには二往復S.Lを運行させ、遠来の観光客を運ぶ。本川根町には寸又峡温泉や接叺峡温泉など4つの温泉があり、観光振興を町づくりの大きな柱と位置



フォーラム

づけているが、SLが運行されることによって沿線への入り込みが増え、鉄道自身も自らの経営を何とか維持することができた。今や、SLが走る大井川鐵道を抜きにしては、奥大井の観光も大井川筋の振興も語るができない。

「箱根八里は馬でも越すが、越すに越されぬ大井川」と馬子唄にも唄われた大井川も今では電源の開発ですっかりその面影を変えてしまったが、この大井川を右に見、左に見て、70年の疲労を滲ませながらも、それを使命と心得たかのように汽笛を轟かせ車体を揺さぶらせて大井川鐵道は走る。大井川に沿ったこの地域は



大井川鐵道のSL

川根と呼ばれ、良質な煎茶の産地としてつとに知られ、よく手入れされた茶園の畝が山裾にせり上がるようにして流域の景観を形成している。川根町から中川根町を経て、青部で漸く本川根町へ入る。大井川を溯ること一時間余り、最後に振り絞るように汽笛一声、「せんずー、せんずー」の声とともに終着千頭駅に到着する。南アルプスにこだまするSLの汽笛は「音風景百選」の一つにもなっている。

また、千頭駅から静岡市井川までの25・5kmは大井川の電源開発に資材運搬の役割を果たした井川線が、国交省の多目的ダムの建設に伴い一部区間日本唯一のアプト式鐵道となつて、中部電力(株)から委託を受けた大井川鐵道によって運行され、人気を集めている。



原生自然環境保全地域のある山の町

この千頭が私たちのふるさと本川根町の中心地にあたる。本川根町は、南アルプス南麓に位置する山ばかりの町だ。長野、山梨、静岡三県の県境、つまり静岡県の最北端にある間(あい)の岳(3,189m)から駿河湾まで、168kmを一気に駆け抜ける大井川の上流域から中流域にかかるあたりにあつて、南北32・8km、東西22・8km、面積375・30km²という広大な面積を有するが、平地は少なく、山あいを縫つて曲流する大井川の河岸段丘上にわずかな平地を見つけて20余りの小さな集落が点々と拓かれています。

また、町面積の96%を森林が占めるといふ地勢上の条件もあつて、古くから林業が活発で、日本書紀にも大井川と木材に関する記録が見られる。近世に入つて江戸期には駿府城や江戸城の本丸、あるいは東叡山寛永寺、京都御所の御用材が伐り出されている。これらの材木は地形が急峻で、雨量が多いといふことから大井川とその支流の寸又川を利用した「川狩り」と呼ばれる流送によつて搬出された。

明治2年の版籍奉還により、幕府

の管理下にあつた林野はすべて明治新政府に帰属することになり、その後幾多の変遷を経て、昭和22年には林政統一により東京営林局千頭営林署が管理することとなった。ピーク時の昭和30年代には、町面積の70%を超える国有林260km²の管理のために、総勢800人にも及ぶ職員と作業員が働いていたといふ。その営林署も平成11年2月末をもって廃止され、今は静岡森林管理署千頭事務所となつて10名ほどの職員がいるにすぎない。これでは広大な国有林の管理はできない。

この国有林の一角に光岳(てかりだけ)がある。光岳南西部は屋久島、硫黄島、知床十勝川源流部などと並んで全国に5つ、本州では唯一の原生自然環境保全地域に指定されている。私は町長になったときこのことに着目した。早速4つの自治体の首長さん呼びかけ、原生自然環境保全フォーラムを開いた。それが一巡して本年は第6回目(10月22日)に本川根町で開かれた。これは、新しい森林の利活用を模索するものでもある。

本川根町では既に10年余りも前から国有林、関係団体、関係企業等と「森林レクリエーション推進協議会」を設け、新しい交流空間としての森林の活用を研究してきた。静岡県でも、南アルプスマウンテンパーク構想」を推進するが、決め手に欠ける。この光岳は原生自然環境保全地域であり、アクセスも決しているとはいえないが、人の手が入っていない神

フォーラム



千年の学校 芸能講座「赤石太鼓」

聖な山として、そしてまた畏敬ゾーンとして南アルプスのシンボルになりうる。

昔の知恵に学ぶ場としての「千年の学校」

原生自然環境保全フォーラムの行われた同じ年、ミレニアムを前にした1999年7月、「1000年の学校in南アルプス」が本川根町で開かれた。これは山梨県早川町の辻一幸町長が提唱する上流文化圏研究所が主催する会議で、「南アルプスの麓、大井川上流、本川根で「仙人たちから学ぼう」という一つの試みでもあった。高齢化が進む上流域における伝統文化や技術の伝承がテーマであり、仙人としての技を持つお年寄りと次世代の少年、少女とのコミュニケーションが地域に何をもち

らすのかが探ってみたいポイントだった。

上流文化圏研究所の下河辺淳理理事長は、開催にあたって「1000年を超え縄文のはるか昔にまですぐれた知恵を溯り、これからの未来1000年を展望しようというのが『1000年の学校』だ。学校とは、お互い生きていく姿を学びあう場所、すなわち地域そのものだといえる。時間としての未来1000年、空間としての宇宙に思いを馳せることが『1000年の学校』のテーマだ」と話されている。

これをきっかけとして、約一年半の準備期間をおいて、本川根町では「千年の学校」を立ち上げた。名誉学長には木村尚三郎先生をお迎えし、後援会長には、石川嘉延静岡岡県知事の就任をいただいた。これはことを推進する上で大きな意味を持つ。小さな町の大きな試みを認めていただいた、陰ながらも後押ししていただけたという思いが、「千年の学校」を推進する上で大きな励みとなるからだ。下河辺理事長が述べられているように、「千年」とは歴史という縦軸、「学校」は地域という横軸ととらえ、近代化が急速に進む過程で既に損なわれ、そして損なわれつつある技術や文化、あるいは既に廃れ、そして廃れかけつつある生活習慣や風俗、そんなものをお年寄りという地域の達人、仙人を通して今に甦らせ、未来を語るよすがとしようというもので、そこには山村過疎地域の高齢者福祉や生涯学習、そして都市

との交流の問題など非常に多くのテーマが含まれている。間もなく3年目の終了式と4年目の開講式が近づいている。1000年というスパンからすれば、まだ助走段階であり、大きな効果を上げるには到っていないが、まさにこれからだ。

これからの町づくり

戦後急速に経済が成長を遂げる過程で、最も進んだのは機械技術である。かつては熟練を必要とした技術、それが今は機械が難なく均一な製品を、しかもアツというスピードで作り上げてしまう。今まで本川根町という大自然を相手に、試行錯誤を繰り返して、自然と知恵比べの中から磨き上げ、築き上げた技術や知恵が要らなくなってしまう時代、そういう時代に遭遇している私たちは何に生きる証しを求めればいいのかという。後継者に自分の技術を伝えようというささやかな喜びをすら奪われようとしている。

また、情報化の進展は埋め難い世代間ギャップを引き起こしている。若者とのコミュニケーションは、まるで別々の言語で会話を交わしているようなものだ。長寿社会の到来は結構なことではあるが、あまりにも多くのものが、急速に変わってしまったために、社会環境やコミュニケーションツールの急激な変化についていけないお年寄りが増えている。

でもいい。無理についていかなければならないなんて思わなくていい。

い。これからは無理に時代の流れの速度に合わせるのではなく、変化する時代の中で、自分の時を刻む時計を持てる人々が求められるようになる。そんな人々が行き交う街、そんな地域が求められる。そんなときがすぐそこまで来ている。既に「シンブルライフ」だとか、「スローライフ」だとか、自分の時間とか価値観に基づいたライフスタイルが各方面から提唱されて何年も経つ。実践している人も少なくない。自分の身についた手わざや知恵を糧に、人が人として、生き生きと暮らせる地域、そんな地域づくりの実験場が「千年の学校」なのだ。

本川根町は、現在人口3、150人、高齢化率は限りなく40%に近づいている。現在下流の中川根町との間に合併協議会を設置し、協定項目のすり合わせと協議を精力的に行い、明年9月20日の合併に向けて最終的な詰め段階に入っている。市町村合併は時代からの要請なのだ。否応なしに地方分権化の流れは加速する。財政が逼迫すれば待たなしに、地域の自立ばかりか地域住民一人ひとりの自立が求められる。中川根町と合併しても人口は1万人弱、必ずしも明るい未来が開けているとは言えないが、地に足の着いた町づくりを進めていくことこそ、まず自らの町の分限をわきまえ、身の丈に合った地域づくりを考え、いくことこそが大切なだろう。

(本川根町長 鈴木敏夫)

活 動

平成十五年度 町村有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて町村有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行っている。平成十六年七月八日開催の理事会において、平成十五年度事業概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、町村有物件災害共済規約の『地方自治法同条第二項に定める通知および公示は全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う』との定めによるものである。

建物災害共済事業

町村有建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和二十三年四月より地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現

に至っている。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業基盤は安定をみている。

事業の運営にあたっては、現下の厳しい経済・社会情勢と多様化する共済委託町村のニーズに的確に応えるため制度内容の充実を図るとともに、共済委託町村の財政負担の軽減に努めている

るところである。

平成十五年度の収支状況は収入額一二五億四三三二万九千九百九十九円(二〇％増)、支出額九九億五五六四万九千九百九十九円(二〇％増)で二億七、九三三万九千九百九十九円(二〇％増)の剰余金となった。この剰余金については、規約及び配分金規程に基づき、その二分の一を運営準備積立金に繰入、二分の一を都道府県町村

会に配分金として支出した。平成十五年度の受託及び罹災状況等は次のとおりである。

1、受託状況
平成十五年度の受託実績は、表(1)のとおりである。

受託件数は四一四、一一二件で、前年度比八、三七六件(二・一％)の増となった。また共済責任額は前年度比七、四六九億九千九百九十九円(二・一％)の増の三六兆六七億九千九百九十九円となった。収入分担金は九三億九、七八〇万九千九百九十九円、実績九三億四〇四万九千九百九十九円(一・〇％)の増となった。

2、罹災状況
平成十五年度の罹災状況は表(2)に示すとおりである。建物共済における罹災件数は五、一六六件で、前年度より二九五件(六・一％)の増となり、支払共済金においては、前年度より九億八二〇万九千九百九十九円(三・一％)の増の三億三、六九五万九千九百九十九円となつた。なお、収入分担金は九三億九、七八〇万九千九百九十九円(一・〇％)の増である。

3、用途別罹災状況
用途別の罹災状況は表(3)のとおりである。罹災件数は依然として学校関係施設において多いが、支払共済金及び用途別の損害率においては環境衛生施設が高い状況となっている。

用途別の一罹災当りの平均支払共済金額は七三三、三三五円となっている。

4、災害見舞金
災害見舞金は自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、平成十五年度においては表(4)のとおりである。

5、諸積立金
平成十五年度末における基金積立金

表(1) 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 平成15年度, 平成14年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担金.

表(2) 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 平成15年度, 平成14年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

表(3) 建物共済用途別罹災状況

Table with 4 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係, 役場庁舎, 医療施設, etc.

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、()は各用途別区分収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

Table with 4 columns: 区分, 平成15年度, 平成14年度, 比較増減. Rows include 件数, 災害見舞金給付金.

(注) 印は減を示す。

表(5) 消防設備資金融資

Table with 5 columns: 貸付年度, 貸付件数, 貸付額, 償還済額, 本年度末貸付残金. Rows from 平成9年度 to 平成15年度.

(注) 平成15年度の貸付条件は次のとおりである。1. 償還期限は資金を借受けた翌年度から7年以内。2. 貸付利率は貸付期日より異なり、2月2日貸付分が0.8%、3月1日貸付分が0.7%、3月25日貸付分が0.6%である。

活 動

表(6) 平成15年度建物災害共済事業損益計算書(概要)

Table with 4 columns: Loss Dept (科目), Amount (金額), Profit Dept (科目), Amount (金額). Rows include meeting fees, office expenses, business fees, assets, and subsidies.

表(7) 自動車共済受託実績

Table with 5 columns: Division (区分), Vehicle (車両共済), Compensation (賠償), Mutual Aid (共済), Total (合計). Rows show data for FY15, FY14, and comparison.

(注) 印は減を示す。

表(8) 自動車共済損害状況

Table with 5 columns: Division (区分), Vehicle (車両共済), Compensation (賠償), Mutual Aid (共済), Total (合計). Rows show damage rates for FY15, FY14, and comparison.

(注1) 損害率=支払共済金/収入分担金
(注2) 印は減を示す。

表(9) 平成15年度自動車損害共済事業損益計算書(概要)

Table with 4 columns: Loss Dept (科目), Amount (金額), Profit Dept (科目), Amount (金額). Rows include meeting fees, office expenses, business fees, assets, and subsidies.

4、諸積立金
平成15年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の二分の一の積立)の総額は一四五億五、九八六万余円となり、その内訳は、基金積立金三億七九五万余円、運営準備積立金一一二億五、一九一万余円である。

(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の二分の一の積立)の総額は五二二億九、四三二万余円となっており、その内訳は、基金積立金二八九億四、四三二万余円、運営準備積立金二三三億五、〇〇八万余円である。
6、消防設備資金融資
共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は表(5)のとおりである。
自動車損害共済事業
町村有自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、町村有建物災害共済事業と同様、地方自治法第二六三

条の二(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和三十三年十月に発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業基盤は安定をみている。
事業の運営にあたっては、事業内容の拡大と制度の充実に努めているところである。自動車の事故も年々多様化しており、事故によって生じる事故処理については査定専門員を配置し、査定体制の強化を図り早期かつ適正な解決に努めている。
平成15年度の収支状況は、収入合計額五三三億五、二二〇万余円(前年度比〇・四%減)、支出額四九億七、七二二万余円(前年度比四・八%減)で差引き三億七、四九八万余円の剰余金となった。この剰余金については、規

約及び配分金規程に基づき、その二分の一を運営準備積立金に繰入、二分の一を都道府県町村会に配分金として支出した。
平成15年度の受託及び損害状況等は次のとおりである。
1、受託状況
平成15年度の受託実績は、表(7)のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、三八億三、二五五万余円で、前年度実績三八億四、四八八万余円に比し、一三三三万余円(〇・三%)の減となった。
共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一五五、三六二台で前年度比三六七台の増、収入分担金一八億七、一五五万余円で、前年度比一、五四四万余円の減となった。また、賠償共済においては対物賠償共済一五九、五

七一台で前年度比五八九台(〇・四%)対人賠償共済一五九、一三〇台で、前年度比五七四台(〇・四%)それぞれ増加したが、収入分担金は対物賠償共済一、二億三、四四二万余円で前年度比四九四万余円(〇・四%)の増、対人賠償共済七億九、〇九七万余円で、前年度比一八二万余円(〇・二%)の減となった。
2、損害の状況
平成15年度の損害状況は表(8)のとおりである。
損害件数は車両共済で八、五九四件、前年度比七二件、対物賠償共済一、九八五件で、前年度比一六三件、また対人賠償共済は一六三件で、前年度比一四件とそれぞれ減少した。
また、損害率においては、前年度に比し、車両共済〇・四%、対物賠償共済三・一%、対人賠償共済は一・六%と減少した。
3、支払備金
既発生事故であって共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積(千円未満切り捨て)のうえ平成15年度支払備金として四四八件、四億六、四八七万余円を計上した。
4、諸積立金
平成15年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の二分の一の積立)の総額は一四五億五、九八六万余円となり、その内訳は、基金積立金三億七九五万余円、運営準備積立金一一二億五、一九一万余円である。

情 報

つつるおいのある水辺空間の形成に向けて
(水辺施設の活動状況の報告) 財団法人リバーフロント整備センター

当センターでは、水辺空間の整備に関する調査研究、技術開発、情報提供等を行っています。これら事業の一環として、日本宝くじ協会の助成を受けて水辺にあずまや、自然観察施設等の「アメリテイ施設」、ピオトープ等の「自然環境向上施設」を整備し、当該市町村へ寄贈する「水辺施設の設置事業」を行っています。今号では平成15年度に設置した水辺施設の活用状況の一例を当該市町村からの報告で紹介します。また、平成17年度の水辺施設の募集案内は町村週報の12月3日号にてお知らせする予定です。

●ぼくたち、わたしたちのピオトープ いわせ水辺の牧場

【福島県岩瀬郡岩瀬村】

郡山市の南に隣接した岩瀬村の西部地区に位置する大滝川公園は、「ふるさと砂防事業」において大滝川に整備された親水施設をはじめ、芝生広場、遊歩道、マレットゴルフ場、バーベキュー場等、アウトドア施設が多数整備されています。一方、敷地内には約47haの八幡岳森林公園が

広がり、敷地内を流れる大滝川周辺ではワサビやミスバシヨウをはじめとする四季折々の花木を楽しむことができます。大滝川には、国内の一部地域では減少しているカジカやヤタル等の水生生物も生息しており、自然にあふれた公園でもあります。このため自然に親しみながら楽しむ

る公園として県内外から多くの人が訪れています。

平成15年度に、宝くじ普及伝事業の一環として大滝川公園内に「いわせ水辺の牧場」水張り面積250㎡が整備されました。この施設は大滝川の支川の水を引水したピオトープで、全長約40mのせせらぎに「サワガニの住処」、「カジカの流れ」、「シジミのせせらぎ」、「ホテルの古里」、「カエルの古池」、「わさび園」、「ミスバシヨウの小径」の7つのゾーンを設け、それぞれの生物、植物に応じた環境を整え、それらが観察できるようになっています。せせらぎの最上流には炭を利用した浄水施設として「炭の泉」ゾーンがあり、下流にきれいな水が供給されるよう工夫されています。

近年、子供たちが川で遊び、水生生物に親しむ機会が減ってしまいましたが、ここでは、水生生物にふれ、清流に親しむことができるため、たくさんの子供たちに遊ぶ学ば施設として利用されています。また、周辺住民はもとより近隣の県から公園に訪れる人も多く、村内に限らない幅広い交流の場としての役割も果たしています。水辺での自然体験や環境学習を通して、自然との共生意識を高く、ここを拠点に地域を越えた多様な連携が広がっています。



あなたの思いをカタチにします。

お手紙に込められた思いをカタチにします。 **スーパー定期**

先物配当商品 ラインアップ **グローバルセレクション**

しっかり預けたい、もったいなくしたい **5年変動定期**

外貨定期預金 **ファーストクラス**

お手紙で、お祝い **ビッグ 2年・5年**

自由返済 住宅ローン **リレープランフレックス**

SHUWING TRUST 住友信託銀行

資料のご請求は住友信託銀行ネットバンクサービスまでどうぞ。 03-6343-8071(17時～19時)または各支店までお問い合わせください。 (受付時間)月～金曜日 9時～21時 土曜日 9時～17時 (ただし、夜間および3～5/5、12/31～1/3を除く)

選ぶならUFJの

元金保証 安全・確実

ビッグ

〈収益満期受取型〉●2年・5年●1万円単位●設定日から1年以上たてば、中途換金も可。



UFJ信託銀行

本店 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1の4の3 ☎03(3287)2211

情 報

カプセルNOW&NEW

新しい施策への取り組み

カプセルNOW&NEW

全小中学校でキッズISOを実践

埼玉県宮代町

平成15年3月にISO14001の認証を取得し、環境に配慮した行政運営を推進している町は、町内全小中学校の児童生徒を対象に、子どもたちの環境意識を育てる教育プログラム「Kids ISO14000」(キッズISO)を導入した。

キッズISOは、ISO14001のエッセンスを取り入れ、子どもたちが環境に関する様々な取り組みを通して問題解決能力を身につけていくことを目的に開発された環境教育プログラムで、家庭の環境に取り組み入門編(2週間)、初級編(2か月)、地域環境に取り組み中級編(数か月)、海外と提携して環境問題に取り組み上級編(1年以上)で構成、導入する自治体や学校が増えている。

町では6月から町内の小学5、6年生全員が入門編への取り組みを開始し、普段通りの生活をしながら、電気や水の消費量やごみの排出量などをチェック。その後、初級編にチャレンジしている。また、中学校でも取り組みを開始しており、家族とともに環境にやさしい暮らしを実践することで、環境問題への関心や豊かな環境意識が醸成されることが期待されている。

宮代町教育委員会学校教育課
0480(34)1111

「ふるさと思いや」基金」を創設

長野県泰阜村

村は、全国からの寄附による財源に基づき個性豊かなむらづくりを推進していくため、「ふるさと思いや」基金を創設し、寄附金を募っている。森林保全を通じて地球温暖化の原因ともなっている二酸化炭素を減らし、酸素や水資源を都市部に供給している山村の役割や、都市と山村の共生という考えに共感してもらえる人からの寄附を通じて村にふさわしい事業を実施し、山村の活性化を図っていくのがねらい。

村は寄附金と一般会計歳入歳出予算で定めた金額を基金として積み立て、感性教育を大切にす村づくり(老朽化した学校美術館の修復事業)、福祉・健康の村づくり(在宅福祉サービスの維持向上事業)、環境保全の村づくり(自然エネルギーを活用した発電施設を公共施設に設置する事業)に取り組みしていく。

寄附金は1口5000円を基本とし、何口でも受け付ける。寄附に際しては、村が取り組んでいく3事業のうち、どれに充てるかを指定してもらおう。5年を目標に募集し、基金の積み立て目標額は3事業合わせて2500万円をめざしている。

泰阜村村づくり推進室
0260(26)2111

心の健康支援センターを開設

兵庫県稲美町

町は、子どもの学習や生活全般について悩みを抱える保護者や子ども自身からの相談に応じるため、役場内に「心の健康支援センター」を開設した。

同センターは、医師や大学教授、臨床心理士、児童委員、小中学校教諭などで構成され、保育園・幼稚園から高校卒業程度までの子どもたちの問題行動や学習面でのつまずき、いじめ、性、親子関係など、心の健康や発達、生活面での問題で悩みを持つ子どもや保持者からの相談に応じ、適切な指導や支援を行っていく。従来からの相談・支援の仕組みを充実させた形で導入し、高校入学後における継続的な相談にも対応していくのが特徴。また、不登校、引きこもりの子どもが社会とのかかわりを持つために地域の事業所や施設などで勤労体験、奉仕活動を行っていく仕組みづくりを進め、地域全体で子ども心の健康や発達をサポートする活動にも取り組んでいく。

稲美町教育委員会教育課
0794(92)1212

ネコの管理条例を制定

沖縄県国頭村など

国頭村、大宜味村、東村の3村は、絶滅の恐れがあるヤンバルクイナの保護をはじめ、自然環境の保全や環境衛生の保持を図っていくため、飼いネコの体内に個体識別用のマイクロチップを埋め込むことを義務付けた「ネコの愛護及び管理に関する条例」を制定した。

条例は全17条で、飼い主はネコを取得した日から30日以内に村長に飼養登録を申請し飼養登録証の交付を受けること、その際、ネコにマイクロチップの埋め込み処置とその個体識別番号を届け出なければならぬこと、飼養にあたっては登録を受けたことが判明できる首輪等をつけることを義務付けた。村長は飼い主が判明しないネコは保護収容できると明記している。

また、飼養していないネコへの餌やり、飼いネコの放し飼いや遺棄なども禁止。条例の規定事項を遵守しない飼い主に対しては必要な指導、勧告ができ、それに従わない場合は氏名公表できる旨を規定している。

3村とも同じ内容の条例を共同歩調で制定しており、ヤンバルクイナの保護や環境保全に広域的に取り組んでいく。平成17年4月1日から施行。

国頭村環境衛生課
0980(41)2101

情 報

心と体に作用するアロマテラピー

アロマトレーナー 阪本 智子

誕生のきっかけは爆発事故

アロマテラピー（テラピーがフランス語、セラピーが英語）とは「芳香療法」のことで、この言葉はフランスの化学者、ガットフォセの造語です。彼は実験中に爆発事故を起こし、手に火傷を負ってしまいました。しかし、近くにあったラベンダーオイルに手を浸したところ、傷跡も残らずきれいに治ってしまったのです。これを機にさまざまな精油の薬理作用を研究し、1928年『芳香療法』を出版。アロマテラピーを世に広めました。フランスやノルウェーでは医師や薬剤師によって補完療法として医療にも生かされています。日本でも趣味だけでなく、10年ほど前から医療や福祉、教育などビジネスの分野での利用も広がってきています。

天然の芳香植物（ハーブ）の薬効成分を抽出したものが、エッセンシャルオイルといわれる精油です。精油は、自ら動けない植物が防衛手段として産出する物質でさまざまな作用があります。抗菌作用、抗ウイルス作用、血流増加作用、筋肉の緊張をとる作用、精神安定作用、気分

を明るくする作用などがあり、感染予防や免疫力アップの相乗効果が得られ、心と体の両面に働きかけます。例えば、ラベンダー・アングステイフォリアには、リラククス効果、鎮痛効果、殺菌効果、虫除け効果などがあるので、空気を浄化すると同時に人の気持ちをリラククスさせることができます。

良い香りがドーパミンを分泌してリラククス

好きな香りを何度も深く吸い込むと、心が落ち着いてきませんか？これは、良い香りを嗅ぐと快感ホルモンであるドーパミンが脳から分泌されるためです。人間の五感の中で嗅覚だけが太い神経で大脳辺縁系、視床下部へとつながっています。大脳辺縁系は快・不快、食欲、性欲、怒りなどの動物的な本能行動を左右しているところです。視床下部は生命中枢で、体温、睡眠、摂食、自律神経、内分泌、免疫などの調節を行うたいへん重要なところです。ストレス性の不眠や自律神経失調症などにアロマテラピーが良いといわれるのは、こういった嗅覚の刺激に対するしくみがあるからです。

「シュッと」

ひと吹きだけでも効果

アロマテラピーの良いところは、香りを楽しむ、その効能を知ること、生活が豊かに広がることだと思えます。家の中には空気をきれいにし、リラククスする香りを漂わせ、お風呂にもアロマやハーブを入れて疲れた体をいたわってあげましょう。お風呂あがりには、足のだるさ、肩の血行を良くするアロマオイルでマッサージ。ほんの10分ほどでいいのです。テレビを見ながら、好きな音楽を聴きながら……。

また、寝室には幸せな香りのルームコロンを「シュッと」と枕元に吹きかけてみましょう。ちよつとしたことなのですが、アロマでぐっすり眠れたり、イライラしなくなったり、健康になったりするので。

介護施設や

ホスピスなどでも利用

心に作用するアロマテラピーは、心療内科や精神科、老人病院、老人保健施設、ホスピスなどでも積極的に取り入れられるようになっていきました。ストレスの多い今の時代だからこそ、人は自然を求め、植物の香りを本能的に求めるのでしょう。

例えば、施設の玄関ロビー、病室や娯楽室を精油のいい香りで満たすことで、入居者の気分を安らかにします。殺菌作用のある精油を室内にたぎこめると風邪やインフルエンザの流行を防ぐことができます。ある

介護施設では、四季を感じさせる香りを考慮しながら、朝、昼、夜と違った自然の香りを流しています。夜は幸せな気持ちになる香り、質の良い眠りを誘っているようです。また、終期末医療の現場のホスピスでは入居者の心をいかに安定させるかが重要で、その一助にアロマテラピーを取り入れているところがあります。木材や畳の香りがただようリビングの居心地は、普通の部屋にいるときと比べると心理的ストレスが一般病棟の半分以下になるそうです。

これからは私たちも自分の健康に責任をもって、生活を見直し予防をするための努力が必要です。アロマテラピーとは、楽しく健康管理ができる今の時代にピッタリの素晴らしい自然からの恩恵、知恵なのです。

三菱信託銀行 **MTFG**

選べる、ふやせる、商品いろいろ。

投資信託	外貨定期
グローバル	スーパー定期
スパンダ	ヒット

商品のくわしい内容は、窓口の説明書でご確認ください。

本店 電話03-3212-1211

© Fredrick Wines & Co. 2001. Licensed by Gomphe Group

随 想

知床世界自然遺産登録を目指して



道 長 町 長
北 海 道
斜 里 町
来 昌 昌

随 想

平成五年、屋久島・白神山地が世界自然遺産に登録されたことを耳にして、北海道が何の動きも出来なかったことが無念で、次は知床の世界自然遺産登録を目指したいと心に決めた。あれから十年の月日が流れた今年、日本政府が、世界遺産委員会事務局に知床の推薦書を提出をしたことは、登録への大きな一歩であるを期待する。

知床の概要について記します。知床は、日本の中で原生的な自然環境が保全されている貴重な地域であり、火山活動などによって形成された急峻な山々や切り立つ絶壁が、今日まで豊かな自然を開発から守り、多くの野生生物を育んできた。

世界で最も低緯度に位置する季節海水域の特徴を反映した海洋生態系は、陸上生態系と連続するこ

残されてきた。

知床は昭和三十九年に国立公園に指定され、今年で四十年を迎えた。私はこの公園を、日本一の公園にしたい。知床で生まれ、育ち森や川や海。淋しい時、うれしい時、又泣いた時に勇気を与えてくれた自然。友人も先輩も皆、この自然に力をもらった。荒れた心の時、一人ラウス岳の頂上に立ち天空を見て、雲間から見える下界のなんと小さなことか。山は無言だが、大きな心でいつも私に力をくれた。

知床が世界自然遺産登録への推薦決定までの道は、決して楽なものではなかった。若い時代は誰も本気にしてくれず迷ったときもあつたが、私たちの故郷知床をしつかりと後世に継承する目標と夢をもって、歩みは遅くとも一歩一歩進み、振り返れば道はついてくるものと実感している。やる気があれば出来るという自信にもつながった。知床の世界自然遺産への登録は平成十七年の六月下旬であるが、それまで油断は出来ない。登録までには、まだいくつかの課題をクリアする必要があるが、国、道、町村で智慧を出し合えば必ず答えは見出せるという確信を持って臨みたい。

斜里町が遺産地域を目指して

来た中に、昭和五十二年にスタートした「知床で夢を買いませんか。百平方メートル運動」がある。あれから二十八年を迎え、植樹をした木々は知床の大地に根付いて元気に育ち、三百年、五百年後、原生の森になることを確信している。この運動は今も続いており、全国から五万人を越す人々の善意に支えられている。そして、昭和六十二年の国有林伐採問題反対運動から学んだことは、常に将来に向かう大切さ、目先の利益だけでは何も生まれまいということだ。世界自然遺産登録運動も最初は相手にされなかった。平成五年からは、隣の羅臼町と共同で運動をスタート、そして十年の月日が経つた。苦労も多かったが、やりがいもあつた。熱意と情熱があれば関係する中央官庁の役人も政治家も理解してくれる。そのことが大きい。

今、地方は、三位一体改革で揺れているが、地方からのゆるぎない民を想う心と故郷を守る精神が全ての首長にあるなら、答えは明るいものに見えて来ると思う。来年の七月には、日本で三番目になる世界自然遺産登録が実現して楽しき乾杯が出来るよう、全国の首長に「よかつたね!」と言われることを願って、最後の頑張りを持

たい。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

第2期介護保険都道府県別給付額
まとまる 厚生労働省

厚生労働省は都道府県別の保険料基準月額と第1号被保険者1人当たり給付額の状態をまとめた。

保険料基準額(加重平均)の全国平均は3,293円、1人あたりの給付額平均は17,476円となっている。保険料の最高は沖縄県4,957円(1人当たり給付額23,931円)徳島県4,251円(1人当たり給付額23,122円)青森県4,029円(1人当たり給付額20,413円)の順となっている。これに対し最低は茨城県で2,613円(1人当たり給付額13,386円)福島県2,640円(1人当たり給付額14,137円)埼玉県2,741円(1人当たり給付額13,637円)の順となっており、最高・最低の格差は保険料基準額で2,344円(およそ1.9倍)、1人当たり給付額で10,545円(およそ1.8倍)となっている。

保険者別では、保険料の最高は北海道鶴居村で5,942円(1人当たり給付額28,689円)、最低は山梨県秋山村1,783円(1人当たり給付額8,964円)、給付額の最低は千葉県下総町で保険料1,785円(1人当たり給付額7,857円)となっている。北海道鶴居村と千葉県下総町の格差は保険料基準額で4,157円(およそ3.3倍)、1人当たり給付額で20,832円(およそ3.7倍)となっている。

地方分権推進総決起大会を開催

全国町村会をはじめ地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会は、来る11月17日に「地方分権推進総決起大会 真の三位一体の改革実現のための一万人集会」を開催することとした。

地方六団体は、政府の要請に応え、一致団結して「国庫補助負担金等に関する改革案」を取りまとめた。しかしながら、同改革案に対する関係府省庁の回答は、現行補助金の堅持や単なる補助率の引き下げなど、改革の趣旨には程遠い内容となっている。

同協議会では、本格的な地方分権を推進するため、地域住民の生活を守る真の三位一体の改革を実現するとともに、分権型社会の構築を目指し、三位一体改革の全体像が示されるこの時期に、同総決起大会を通じて、地方分権改革の推進につながる改革を着実に行うよう、関係方面に対して強く訴えることとしている。

総決起大会には、全国の市町村長、都道府県知事をはじめ、地方公共団体関係者が出席予定。また、来賓として、内閣総理大臣、衆参両院議長、総務大臣の出席を要請している。

大会終了後には、大会の意義を取りまとめた「地方分権推進に関する緊急決議」により、地方六団体会長が内閣総理大臣等へ、また、各都道府県の六団体の代表者は、地元選出国会議員へ同決議の実現を求め、実行運動を行うこととしている。

JAS制度の見直しまとまる
検討会報告

農水省の「JAS制度のあり方検討会」は、食と暮らしの安全・安心に資する21世紀のJAS制度を目指した最終報告を公表した。

報告によれば、JAS規格(任意)のあり方は、個々のJAS規格についてを製品の特色を明確化した「特色規格」か、取引の合理化等の観点から標準となる定義・品質を示した「標準規格」かに区別し、制定・見直しを行い、「流通」の基準もJAS規格に取り込み、積極的な情報公開に資するJAS規格を検討するとしている。

JAS規格の認証のあり方については、行革の流れに対応した信頼される認証制度の整備として、大臣の代行ではない「民間機関」として事業者を認定、事後チェック体制の整備、認定を受けた事業者がJASマークを貼付する制度への一本化と問題発生時の責任を問うる仕組みへの移行、ISOの国際基準により登録審査を行い、制度同等性の要件は廃止することとしている。

品質表示基準(義務)のあり方については、明確で信頼される表示制度の充実を目標とし、個別品目の表示ルールの必要性を精査し、一般的な表示ルールへの整理統合の可能性を検討するほか、消費者に重大な誤認が生じる場合のみ、個別品目の厳格な名称規制を存続させる。

また、インターネット販売時の表示規制のあり方、表示の根拠書類保持の義務付けも指摘している。

ゆとりとやすらぎのひととき

ご家族でのご利用に便利な、ダブルベッドルームをご用意いたしました。
また、お一人様でゆったりとお過ごしいただくのに最適です。



洋室ダブル



洋室ツイン



洋室シングル

土・日・祝日はリーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、平日料金の20%OFFでご利用いただけます。
金曜のご宿泊は、平日料金の15%OFFでご利用いただけます。

ご家族の皆様方も
割引料金で
ご利用いただけます。

シングル 119室
平日料金 9,817円(税・サ込)より
金曜日料金
シングル 8,344円(税・サ込)より
土・日・祝日料金
シングル 7,854円(税・サ込)より

ダブル 12室
平日料金 13,282円(税・サ込)2名利用 1名利用の場合11,072円(税・サ込)
金曜日料金
ダブル 11,289円(税・サ込) 1名利用 9,326円(税・サ込)
土・日・祝日料金
ダブル 10,626円(税・サ込) 1名利用 8,778円(税・サ込)

ツイン 17室
平日料金 18,480円(税・サ込)より 2名利用
金曜日料金
ツイン 15,708円(税・サ込)より
土・日・祝日料金
ツイン 14,784円(税・サ込)より

全国町村会館へのアクセスガイド

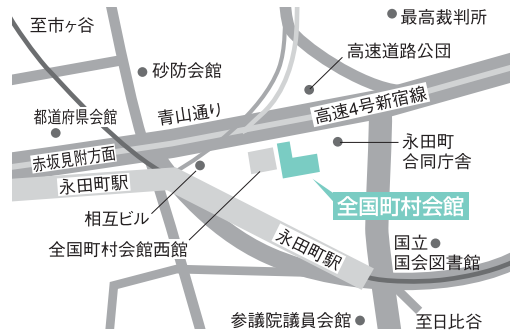
有楽線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
タクシー 東京駅から約20分

東京観光地へのアクセスガイド

東京ディズニーランド/地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
浅草/地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
東京タワー/地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
東京ドーム/地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
東京都庁展望台/地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

ご予約・お問い合わせは



全国町村会館

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>